

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 八年 三月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは通勤方法を変更し、」を「通勤方法若しくは条例第十二条第三項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「通勤のため負担する運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第四条第一項中「規定による届出」の次に「（同条第二項の規定により届出をしたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）」を、「提示」の次に「又は第十五条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第八条中「以下」を「次項及び第十一条第二号において」に、同条第一号中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。

第十一条第二号中「同条第二項第二号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第三項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三号中「同条第二項第二号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第三項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十三条中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第十四条中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第十五条中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第十六条第一項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改め、同条第二項中「特別料金等相当額」を「条例第十二条

第五項に規定する特別料金等相当額（第十八条第四項において「特別料金等相当額」という。）に改める。

第十七条中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第一号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第二号中「第十二条第三項」を「第十二条第六項」に改め、第十七条の次に次の三条を加える。

（駐車場等の要件）

第十七条の二 条例第十二条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして広域連合長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは条例第九条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして広域連合長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると広域連合長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十七条の三 条例第十二条第三項の規則で定める職員は、第十一条第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十七条の四 条例第十二条第三項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 広域連合長が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第十八条第三項中「第十一条第三号」を「第十一条第二号」に改め、「（第十一条第二号に掲げる職員に係るものを除く。）」の次に「、特別料金等相当額」を、「その支給単位期間の月数で除して得た額」の次に「及び条例第十二条第三項第一号に定める額」を加える。

第二十条第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同条第三項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二十一条第一項中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に改める。

第二十四条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項、第三項又は第四項」に改め、「定期券」の次に「、第十七条の二に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 別表第一（第九条関係）

片道の自動車等の使用距離	額
5キロメートル以上10キロメートル未満	2,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000円
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,700円
20キロメートル以上25キロメートル未満	10,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,300円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,900円
40キロメートル以上	21,700円

別表第二（第九条関係）

片道の自動車等の使用距離	額
4キロメートル以上6キロメートル未満	1,700円
6キロメートル以上8キロメートル未満	2,600円
8キロメートル以上10キロメートル未満	3,900円
10キロメートル以上12キロメートル未満	5,200円
12キロメートル以上14キロメートル未満	6,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	7,800円
16キロメートル以上18キロメートル未満	9,100円
18キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上22キロメートル未満	11,800円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100円
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,400円
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,700円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,300円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,600円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,900円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,200円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,500円
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,800円
48キロメートル以上50キロメートル未満	30,100円
50キロメートル以上52キロメートル未満	31,400円
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,700円
54キロメートル以上56キロメートル未満	34,000円
56キロメートル以上58キロメートル未満	35,300円
58キロメートル以上60キロメートル未満	36,700円
60キロメートル以上62キロメートル未満	38,000円
62キロメートル以上64キロメートル未満	39,300円
64キロメートル以上66キロメートル未満	40,600円
66キロメートル以上68キロメートル未満	41,900円
68キロメートル以上70キロメートル未満	43,200円
70キロメートル以上72キロメートル未満	44,500円
72キロメートル以上74キロメートル未満	45,800円
74キロメートル以上76キロメートル未満	47,100円
76キロメートル以上78キロメートル未満	48,500円
78キロメートル以上80キロメートル未満	49,800円
80キロメートル以上82キロメートル未満	51,100円
82キロメートル以上84キロメートル未満	52,400円
84キロメートル以上86キロメートル未満	53,700円

86キロメートル以上88キロメートル未満	55,000円
88キロメートル以上90キロメートル未満	56,300円
90キロメートル以上92キロメートル未満	57,600円
92キロメートル以上94キロメートル未満	58,900円
94キロメートル以上96キロメートル未満	60,200円
96キロメートル以上98キロメートル未満	61,600円
98キロメートル以上100キロメートル未満	62,900円
100キロメートル以上	64,200円

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和八年条例第三号)第二条による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第十二条第三項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用してはいる職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。